

令和元年12月6日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 川 清 高  
事 務 局 長 補 佐 高 本 将 行  
議 事 管 理 係 長 小 野 原 竜 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会	計	中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

---

## 令和元年12月6日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第82号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第83号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第84号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第85号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第86号 令和元年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第87号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第82号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1. 議案第82号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おはようございます。議案第82号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

議案書は32ページとなっております。

この案について別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備のほうをよろしく願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に558,784千円を追加し、補正後の予算総額を15,347,270千円といたすものでございます。

2ページから7ページは、今回補正の集計表でございます。

8ページから10ページは、事項別明細書となっております。

11ページをお開きください。

歳入の主なものを御説明いたします。

9款1項1目．地方特例交付金は、3,244千円を増額いたしております。地方特例交付金の確定に伴う増額でございます。

12ページの9款2項1目．子ども・子育て支援臨時交付金は、21,082千円を計上いたしております。幼児教育・保育無償化に伴う市費負担増額分に対する臨時交付金です。

13ページをお開きください。

10款1項1目．地方交付税は、111,196千円を増額いたしております。普通交付税の確定に伴う増額でございます。

15ページをお開きください。

14款1項1目．民生費国庫負担金は、2節．児童福祉費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金を164,430千円増額いたしております。

17ページをお開きください。

15款1項1目．民生費県負担金、2節．児童福祉費県負担金は、施設型給付費負担金を66,059千円増額いたしております。

18ページの15款2項4目．農林水産業費県補助金は、2節．農業費県補助金20,202千円を増額いたしております。このうち農林水産物被害支援対策事業補助金及び佐賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金は、豪雨、台風被害を受けられました生産者への支援事業補助金でございます。

20ページをお開きください。

17款1項4目．教育費寄附金は、1節．社会教育費寄附金、これは鹿島市民図書館への指定寄附がございましたので、100千円増額するものでございます。

同じく2節．保健体育費寄附金は、東亜工機株式会社様から鹿島市体育協会への指定寄附がございましたので、100千円増額するものでございます。

同じく5目．消防費寄附金は、品川女子学院様から災害対策のための指定寄附がございましたので、30千円を増額いたしております。

21ページをお開きください。

18款1項1目．基金繰入金は、財政調整基金繰入金を16,000千円減額し、財源調整を行っております。

歳入の説明は以上でございます。

歳出につきましては別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備をよろしく  
お願いいたします。

47ページから49ページは、今回補正の増減比較表でございます。

50ページから51ページは、歳入の内訳ですが、説明は省略させていただきます。

52ページをお願いいたします。

歳出につきまして主なものを御説明いたします。

ナンバー1の地域振興一般事務は、さが未来アシスト事業費補助金（随時募集分）でござ  
いますが、現在、県に申請中の4事業分3,208千円を増額するものでございます。区分Aは  
地域の活性化を目的とした整備1事業で、区分Bは地域コミュニティの拠点となります施  
設の整備及び改修で3事業でございます。

ナンバー2からナンバー8は、障害者支援費などの扶助費の年度内の所要額見込みにより  
増額をするものでございます。

53ページのナンバー9、大雨・台風被害支援対策事業は、本年8月から9月にかけての豪  
雨、台風により被災をされました農林漁業者の経営再建を支援するために、25,380千円を増  
額するものでございます。このうち国庫補助事業として、農林水産物被害支援対策事業補助  
金を13,680千円計上し、また、国庫補助の対象とならない部分につきまして、県単独事業佐  
賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金を11,700千円計上をいたしております。

ナンバー10、祐徳門前町街づくり事業は、6,000千円を増額するものでございます。街な  
み環境整備事業家屋修景補助金を活用し、アーケード等を改修するものでございます。補助  
率は記載のとおりでございます。

ナンバー11、文化財保護事業は、県の重要無形民俗文化財であります琴路神社の神幸祭行  
事の保存会が令和元年度から2年度に実施をいたします神輿修理事業に対する補助として  
750千円を増額するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

54ページは市債現在高の見込みを、また、55ページは積立基金の状況を掲載いたしてお  
りますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。5番樋口作二議員。

#### ○5番（樋口作二君）

5番議員の樋口作二でございます。

補正予算書のほうで質問をいたします。

まず、保育所の補助金が大分あったというふうに思います。

そこで、お尋ねなんですけれども、保育所、このたび無償化になったですよ。それで、

最初予算をされていたときには従来の保育所の人数で予算化されていたのかなと思うんですけども、ふえたのが結構多かったので、要するに無償化になったことで新たに保育所に入所する傾向があられたのかどうかですね。例えば、その人数が、3歳児以上でしたら無償化になるので、その辺がふえたのかどうか。その辺はどういう傾向であったのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回補正予算に計上している保育所運営費の伸びについては、既決予算と今回の補正予算との差の要因は入所人員の増ということとしてしております。

それで、その入所人員の増が無償化によるものなのかというような御質問かと思いますが、福祉課としては今回の補正の要因としての人員増については無償化の影響ということでは捉えておりません。もともと本市においては3歳から5歳の人口に対する在園児の施設利用率というのは比較的高い状況でございました。3歳から5歳でありますと、4月1日現在で、例えば、3歳児でありましたら94.2%、それから、4歳児であったら98.4%、5歳児でありましたら98.8%の児童が就園していたということです。10月1日現在で見ますと、3歳児で95.3%、4歳児で98.8%、5歳児で98.5%と、4月と10月を比較しても、そう伸びはないですので、これは無償化による影響ではないというふうに私たちは捉えているところです。以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。今数字を挙げていただきましたので、特に駆け込み需要と申しますか、そういうことではないというふうな感じがいたしました。また新たにたくさん保育所に入る方がおられるということで、なるべく立派な保育を受けていただければなというふうに思います。

次に、子どもの医療費についての補正が組んでありますけれども、一応小・中学生とだけ書いてあります。それで、18,400千円の補正を組んでおりますが、ことしから高校生入院までの補助も多分あったのじゃないかなと思います。そういう事例はなかったのでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

子どもの医療費助成におきまして、本年度から高校生等の入院費に係る医療費助成を償還払いという方法で行っております。現在のところ、高校生等の医療費助成の件数は、これは本年の4月から10月までの間ですが、13件の申請がっております。1カ月当たり2件程度ですが、申請がっているということでございます。

今回、補正予算のほうには高校生分としては増額の補正予算は組んでおりません。既決予算で1,500千円組んでおりますが、その範囲内で助成のほうは足りるのではないかというような見込みを立てているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。

それでは、将来的にですが、多分市長もおっしゃったんじゃないかなと思いますが、段階的に補助をふやしていくんだというふうなことでした。高校生の入院というのが13件あったということですけども、入院をしない患者も当然たくさんおられるし、高校生になると学費も当然高くなるというふうなことで、医療費もさらにつけ加えなくちゃいけないという家庭があられるんじゃないかなと思います。

そこで、高校生の通院までの補助というのは今の段階でどのように、補助の見込みといたしますか、これから補助していくんだぞというのは話し合い等がなされているのかどうか、教えてください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

高校生までの通院費の医療費の拡充ということですが、従来から医療費助成におきましては段階的に助成を拡充していったというふうな経緯がございます。今年度4月から高校生の入院費の助成を開始しておるといような段階ですので、現段階においては通院費までの拡充というようなことまではまだ検討のほうには入っていない状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

市民の方の中には高校生までの医療費もぜひ無料にしてほしいという声も伺いますので、段階的でしょうけれども、来年度、あるいは再来年度になるか、ぜひ検討していただいて要

望に応えられるようにしていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

4番議員の杉原元博でございます。

私のほうから何点か質問をしたいと思いますが、最初に、議案説明資料の52ページ、地域振興一般事務の事業ですが、先ほどさが未来アシスト事業費のことで説明がございましたが、このさが未来アシスト事業というのは幾つかあるわけなんです、具体的に区分Aのところの地域の活性化を目的とした事業、これはどういった事業に今回補正の1,604千円を使われるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回のさが未来アシスト事業費補助金につきましては、佐賀県が地域活性化事業ということで創設をしました補助事業でありまして、自然、人等の地域資源を生かした自発の地域づくりに関する取り組みに支援を行うということで制定をされておるものでございます。

その中で、区分Aの地域の活性化を目的とした事業では、ハード事業とあわせてのソフト事業ということでの補助事業でございます。今回の区分Aの申請につきましては、旧浅浦分校を活用した事業ということでの申請が上がってきておりますので、その分の補正を行っているものでございます。

区分Bにつきましては、地域コミュニティの拠点となる施設の整備・改修ということで3事業。これにつきましては、各地区公民館のハード事業ということで、例えば、バリアフリーの改修事業であったり、エアコンの設置であったりということで、3地区から申請が上がってきたものでございます。これを県のほうに申請いたしまして、現在、交付決定を待っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

わかりました。

そしたら、次の質問ですが、予算書のほうの18ページ、農林水産業費県補助金ということで佐賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金というのが9,000千円上がっており

ます。それと、40ページにも園芸振興費ということで、同じく佐賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金が11,700千円というふうになっておりますが、この9,000千円と11,700千円というのは、9,000千円が県からの補助金ということで理解してよろしいんでしょうか。総額11,700千円が今回の対策事業ということに充てられるんでしょうか。そちらのほうの答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

佐賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業の件についてのお尋ねでございます。

まずは、被害に遭われた方へお見舞いを申し上げたいと思いますが、この事業の内訳といたしまして、総事業費を27,000千円と見込んでおります。そのうち3分の1の県費補助が9,000千円、そして、市費、鹿島市の費用が10分の1の2,700千円、この9,000千円と2,700千円を合わせた額が11,700千円ということになってございますので、県費と市費の内訳が9,000千円と2,700千円ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

そこはわかりました。

今回、自然災害が非常に多かったわけなんです、この草勢樹勢回復ということは具体的にはどういうことをされるのかですね。この台風等の被害に遭われたということに対しての被害対策なのかですね。具体的にどういったことをされるのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、佐賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業ということで、これは国の被害対策に乗らない県の単独事業でございます。

目的としましては、豪雨等により被害を受けた農家の営農再開や被災作物の草勢樹勢の回復、使用不能となった農薬等の処理に要する経費助成を行うとともに、油流出地区の経営再開に向けた土壌診断等を行い、被災からの回復を図るというのが要綱の中で書いてございます。

具体的に申し上げますと、鹿島におきましては、水稻、大豆で約14,000千円を見込んでおりまして、次年産用の播種資材、これは種もみとか、あるいは農薬、そのほかになっております。園芸では、果樹で9,000千円、農薬でフィガロン、尿素など、あるいは堆肥ほかの助成、野菜に関しましては4,000千円で、発根促進剤、病害薬剤、苗、追肥、こういったもの

の助成ということになってございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

8番議員の稲富です。私も何点か質問をさせていただきます。

先ほど杉原議員がおっしゃいました水害に対する補助金ということで、今回新規に上げられております。

先ほど答弁で、水稻に14,000千円とか果樹に9,000千円、野菜に4,000千円ということで説明があり、そしてまた、県の要綱に書いてあるとおりにももちろん補助金は出すということでもありますけれども、その補助金を出すに当たっての基準といいますか、そういった項目があれば、具体的に教えていただきたいと思います。項目です。水稻とか大豆に14,000千円とか、果樹に対しては9,000千円とか、野菜に対しては4,000千円補助を出すということでもありますけれども、どういった基準で出すのか、そこを具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

今夏、8月末の秋雨前線、それと、9月末の台風17号の被害があったわけですが、国にしましては強い農業・担い手づくり総合支援交付金ということで措置をされております。これが10月11日に内閣の閣議決定があつて、17日が施行日だったと思いますが、それに乗らない事業を県のほうで措置されておまして、その基準となるのが、営農再開等支援対策につきましては、被災した作物の次期作等の栽培開始に必要な生産資材に要する経費、もちろんこういった被災を受けていなければいけませんので、早急に現地のほうに対応いたしまして証拠となる写真等を整備した、こういった基準、こういった対応をしなければいけません、こういった要する経費、あるいは草勢樹勢回復等支援対策につきましては、被災した作物の草勢樹勢の回復のために必要となる生産資材、薬剤、肥料等の購入に要する経費、これを申請していただいて認められれば交付はされるというふうな基準になってございます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

その交付をいただけるか、いただけないかという基準の境目が非常に難しいと思います。こういった早急な対応というのは農家にとっては非常にありがたいことでもありますので、災害に遭われた方にはぜひ細かく交付していただきたいと思いますが、今回こういった形で交付をいただけなかった方というのは、その線引きはどういったものなのか、そこがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

実は県単事業の締め切り日が今月の13日までとなっております、今鋭意調査中でございます。そういった事業に乗らないというのが現在のところまだ精査をされておられません。ただし、営農再開等の支援対策につきましては、収穫が皆無と共済で評価されたものということになりますので、現在のところ鹿島市内では収穫皆無の補助はほとんどないというふうな情報もありますので、鋭意調査して、なるべくこういった事業に拾っていただくように私どもも支援をさせていただきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

この質問には最後にしますけれども、本当にありがたい事業であります。それで、締め切りが13日ということでもありますし、でもしかし、今回、水稻に関しては作況指数63と、非常に悪い作況指数でありました。この原因が何なのか、温暖化なのか、この8月の豪雨なのか、いろいろ検証するところはあると思いますけれども、今回補正予算でこういった予算を組まれておまして、そしてまた、締め切りが13日となれば、この後、許可をする部分に関してはどういった予算の流れになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

県のほうの事業の今後のスケジュールということでございますけれども、国のほうが10月24日に取りまとめを終了いたしております。これが今回10件の内容になりますが、この後、国のほうでは1月末の計画承認、内示、交付申請、2月14日に交付決定、これは2月末の概算払い請求で、3月末には助成対象者へ送金、4月末で実績報告という国の流れがございます。これに時期的には沿った形の県の内容になるのかなというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

今後もしっかりとした対応をぜひお願いしたいと思いますし、どこまでの方がこの補助を受けられるのか、その基準も余りハードルが高くないようなところでぜひ対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。

予算書、53ページです。

5目の社会同和教育費、これは教育集会所の電気工事ということで60千円でありますけれども、容量を上げるための60千円と私たちの資料には書いてありますけれども、これは本当に必要なのか、それとも電力なのかですね、普通電力の容量を上げられたのか、質問したいと思います。

○議長（角田一美君）

江口人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（江口清一君）

教育集会所の容量変更電気工事でございますが、教育集会所の年間利用人数が大体千二、百人ほどいらっしゃいます。冬場、エアコンを使って暖房を使うわけなんですけれども、エアコンを同時に使いますと、どうしても容量をオーバーしましてブレーカーが落ちたりといった不都合がございます。それで、利用者のほうに不便を来すものですから、今回容量をふやして支障がないようにしたいということで工事を上げるところでございます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

わかりました。エアコンの寒さ対策であるということで理解しました。今始まったことではないと思いますけれども、その点しっかり対応をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に質問です。先ほど杉原議員でしたよね、保育料の件です。保育所運営事業ということで今回補正が350,000千円ほど上がっておりまして、新年度予算と12月補正でほぼ保育所運営事業の予算が確定するというところでありますけれども、1点気になるのが、保育所で働かされている正職員の給料の件であります。もちろん給料は高く、そしてまた、その給料が高いということでいろんなことを考えて、もちろん結婚等にも結びつけていただきたいと思いますけれども、非常に重労働の中、職員の皆さん頑張っておられる中で、職員の給料の決め方、市の職員みたいに何号という形で段階的に給料が決まっていると思いますけれども、その点の職員の給料の決め方の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保育所の保育士等の職員の給与の決め方ということでございますけれども、各園、少し状況は違ってきますけれども、基本的な考え方としては、私たち市の職員同様、公務員の給料表を利用されているといったことになっております。

ただ、何級何号を使用しているかというところについては、各園で取り扱いにややばらつきがあるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

じゃ、私ちょっと知らなかったので1点確認をさせていただきますけれども、今回、負担金をいろいろ含めて保育所運営事業が13億円ほどで確定すると思いますけれども、その中で全て職員さんの給料を払われているのか、ほかの財源があるのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

保育所のいわゆる運営費については、市が児童措置費ということでその分をお支払いしております。ですから、運営費の中に給与等も入っているので、保育士等の給与については市のほうから支出をしていると。もちろん国費、県費も入れて保育所のほうに支出しているということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

わかりました。

それでは、職員の給料を上げてくださいというわけにはなかなかですね、世の中の状況を見ながらだと思いますけれども、そういったことも含めて今後検討材料だと思いますので、私も調査をしながらまたいろんなことを訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員福井正でございます。

1点だけ質問をさせていただきますけれども、53ページの大雨・台風被害支援対策事業についてでございます。これは杉原議員と稲富議員も質問されましたけれども、私からも質問したいと思います。

まず、これは県から補助をいただいたということで大変ありがたいことだと思っておりますけれども、水稻とか、大豆、果樹、野菜等の被害というのが、どういう地区が重点的に被害

を受けられたのか、それを教えてください。

○議長（角田一美君）

答弁を求めます。土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

被害の状況ということでよろしいですか、どういう地区とおっしゃいましたですかね。

まず、今回の大雨・台風被害なんですけれども、国の災害対策支援の対象となっているのは6つほどあります。そのうち鹿島市のほうで被害が大きかったのは8月豪雨ですね、8月27日、28日、これは武雄市、大町町のほうも大変な被害に遭っていますが、その分と、台風17号、9月22日、九州に最接近をしたものが鹿島市への影響が大きかったものであります。

その中で8月27日、28日は豪雨による圃場への滞水などで大豆の被害面積約23ヘクタール、主に北鹿島地区の被害が大きくあっております。9月22日の台風17号では暴風による水稻、大豆の倒伏被害と塩害被害で、被害面積が水稻で約200ヘクタール、大豆で125ヘクタール、いずれも倒伏や塩害の被害が特にあっている状況であります。特に水稻などは北鹿島地区のほうの被害が大きくなっているような状況にあります。

以上です。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

今、部長が申し上げたとおりなんですけれども、国の事業として、風でハウスのパイプが折れ曲がったりとかなんとかしております。そういったところでいえば、浜、七浦、古枝、重ノ木、この地区のハウスが被害を受けているという現在のところの調査結果がございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今、国の補助の分まで説明をしていただきましたけれども、例えば、ハウスの被害、これは多分台風17号による被害だと思いますが、何棟ぐらい被害があったか教えてください。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

ハウスの被害に関しましては、既に農業者のほうで軽微なビニールの破損補修、あるいはそういったさまざまな自己保全で御自分のハウスは御自分で修復をされている、非常に頑張っているということ、ほとんどがこのような形態なんです。ところが、どうしてもハウスのパイプ自体が折れ曲がってしまっているという修復がなかなか難しい場合にはこういった事業をされるということで、9件が上がっております。それと、1件が鶏舎

ということです。内訳としましては、ミニトマト、アスパラガス、トマト、イチゴ、花苗、花卉、こういった部分で被害を受けておられるところがございます。

先ほど申し上げた数字は現在のところ上がっている数字でございますが、今現在、県のほうも含めて調査中でございますが、確定ではございませんので、申しわけございませんが、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今被害の状況がハウス、多分かなり壊れたところがあったんじゃないかなと私も思っておりますけれども、例えば、ほかの被害ですね、例えば、樹木が倒壊したとか、倒れたとかという被害等はなかったんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

樹木についての被害ということですが、市道の小舟津～広瀬線、西部中学校の前の道路になりますけれども、その街路樹が数本、風で倒されたという被害がっております。それにつきましては、翌日早朝に後片づけをさせていただきました。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

樹木の被害ということで教育委員会関係ですけれども、1つは台風による風の被害です。蟻尾山公園の松の木が倒れたとか、学校関係でいいますと、七浦小学校の玄関というか、入り口のところにある桜の木、それから、古枝小学校の校庭にある杉の木等が倒れたりとか、そういった樹木が倒れた被害が幾らかありました。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

最後の質問にいたします。

補正予算に上がってきていますのは、県からの補助と一般財源を使うということになっておりますけれども、例えば、国が支援をされる総額というのはまだ多分出ていないんじゃないかなと思っておりますけど、大体のところでのどの程度の被害だったのかということがわかったら教えてください。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

**○農林水産課長（下村浩信君）**

それでは、国の事業のほうでございますけれども、国費として10分の3でございます。よって、国のほうで措置をされる見込みが6,840千円、そして、県費のほうで10分の2、4,560千円、これと合わせて市費のほうで10分の1、2,280千円、これで13,680千円の補助ということになりますので、それ以外は自己負担ということになってございます。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

10番議員の伊東です。

2点ほどちょっと質問をしたいなと思います。

補正予算書の53ページ、文化財保護対策費の中で、委員協議会の中でも私お話をしたんですけど、地域おこし協力隊が、ことしの春に浜にいらっしゃった方がおやめになりました。ここに出ている補正は6月から9月分の地域おこし協力隊が不在であるということで680千円の減額補正が出ているわけですけど、浜の酒蔵通りに入っただき、実際よくしていただいたんですね。もともと指定管理で継場であったり、そういうふうなのを市から補助をいただいています、なかなかその金額だけではいろんな浜の魅力を発信することであったり、そういうふうなのに本当にこの地域おこし協力隊の方は頑張っただきました。1年間の中で浜で行われるさまざまなイベントを、インスタ映えじゃないですけど、SNS等で発信をされて、その結果、やはり浜宿を訪れる人の数というのは年々増加をしているんだろうと思っています。

それで、この秋、特別委員会の視察で九州内、宮崎であったり、大分、熊本と行った中で、一つのまちでびっくりしました。一つの市というか、町で二十数人の地域おこし協力隊がその中でいろんな魅力を発信するために働いていらしゃると。

鹿島はせっかくこういうふうな補助がある中で、特に観光に関してはもっと利用すべきだと思うんです。門前地区であったり、浜宿であったり、そして、道の駅であったり、さまざまなところに配置は可能ではないかなと思うんですよね。

そこのあたり、担当課というか、部長でもいいですけど、市長でも構いませんが、もう少し地域おこし協力隊というもの、こういうふうなせっかくの制度があるのに、なかなか利用しない理由は何でしょうか。それをお答えください。

**○議長（角田一美君）**

大代総務部長。

**○総務部長（大代昌浩君）**

お答えします。

地域おこし協力隊につきましては、私どもも積極的に受け入れたいと思っておりますけれども、これは国の補助がありまして、国の補助の人員費相当分が人材に見合った補助がないというのが原因の一つであろうかと思っております。それで、市のほうでその分の上乗せをすれば、それだけの人材が確保できるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

部長がおっしゃったとおりに、ある程度上乗せをせんと人員費が出てこないだろうということはわかります。しかし、非常勤であったり、日々雇用であったり、さまざまな臨時職員を雇うことを考えれば、ある程度経験を積んだ方、そういう方に入っていたいただいたほうが私はいいんじゃないかなと思っております。浜地区のほうからも要望は出ています、地域おこし協力隊をまた再度派遣をしてくれということは出ておりますので、ひとつそのあたり考えていただきたいなと思っております。

あと1点ですが、議案の説明資料の53ページ、祐徳門前町街づくり事業、これは街なみ環境整備事業、いわゆる街環を利用したアーケードの改修というふうに先ほどおっしゃいました。ここに書いてあるのが、補助の対象事業費が3,000千円掛けるの3分の2、事業主の負担が3分の1であるということで、3軒と書いてありますが、3軒とも同じ金額になるわけではないと思っておりますので、この3,000千円というのは上限なのかなという気がしておりますが、この3軒、どこのあたり、祐徳門前商店街の下のほうなのか、上の祐徳神社の本殿に近いほう、上のほうから来ているのか、そのあたりをちょっと教えていただいてもいいですか。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

まず、今回の補正は、国、国土交通省より社会資本整備総合交付金の追加のお話がありましたので、当初で計上しておりました門前商店街の母屋3軒分の修景事業に加えまして、アーケードの修景費用3軒分を補正でお願いするものでございます。

伊東議員お尋ねの分ですけれども、参集殿、上のほうの3軒分になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、課長の説明で、母屋が3軒、それから、アーケードというこ

とですけど、事業費はどのくらいになっているんですか。金額。もうわかっていると思いますので、お答えください。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

事業費につきましては、予算ベースになりますけれども、母屋の分が1軒当たり9,000千円で、今回の屋根の修景分が3,000千円になります。合わせて1軒当たり12,000千円。費用割合が国3分の1、市3分の1、地元3分の1になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

母屋が9,000千円、屋根が3,000千円、12,000千円。その3分の1が自己負担ということで4,000千円ですよ。だから、私言ったと思います。3軒、広さが違うでしょう。これが一番大きい金額のところですか。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

事業費イコール限度額ですので、これがオーバーした場合は施工主である地元の方の負担になると思います。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それはわかっていますよ。わかっています。だから、3軒あるんだけど、修理にかかる費用というのは一番大きいところがこの12,000千円なんですかと、もっと大きいところがあるんですかと、それを聞いているんですよ。それとも、補助の上限というところで9,000千円と3,000千円とおっしゃったんですか。——そうですか。はい、わかりました。

今回、3軒分というふうになっているんですけど、まだまだ今から続いていきますよね。もともと街なみ環境整備事業、浜の駅前通りから酒蔵通りにかけてずっと10年以上やっているわけですけど、重伝建の地区に比べると補助率は低いですよ。そのところが私はどうか。できれば、門前商店街、早い段階で短期間のうちにずっとやってもらうのが一番理想だと思うんです。でも、やっぱりそこには自己負担というものが伴ってくるわけですね。

そのあたり、担当課としては、前お答えになったかもわかりませんが、何年間ぐらいをかけて街なみ環境整備事業で景観というか、家屋の修復期間を考えていらっしゃるんですか。何年間かけて。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

祐徳門前地区の街なみ環境整備事業につきましては、2016年に祐徳門前地区まちづくり協定を、地元の3分の2、69人中56名の同意を得まして協定を締結しております。翌年の2017年に祐徳門前地区街なみ環境整備事業計画を策定しております。

計画の年数ですけれども、計画策定した2017年から2026年の10年間の計画となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。2016年にまちづくり協定をして、62人中56名の方の賛同を得たと。これは浜でやったときもそんな感じだったかなと。皆さん趣旨というか、それは気持ちはやっぱりあると思うんですよ。今のアーケードをきれいにして、そして、参道というか、そこをずっとお客さんが通る中で売上げを上げていきたいというふうなこと。ただ、これには自己負担金が伴ってくるので簡単にはいかないと思うんですが。

今回3軒、じゃ、10年間で全部できるのかな。2017年に計画を立てて2026年まで、この10年間で全部完了するんですかね。10年間でやると言うんだったら、ことしはここが修復を始めます、来年はここですと、ある程度の計画は立っているんですか。それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

今現在も鹿島市の商工観光課の職員が月1回程度門前地区の方と会合を持っていますので、そういった中でいろんな意見を聞きながら、修景事業につきましては計画というか、今回3軒修景をいたしますので、それを見て周りの方も、やはり初めてですので、そういったものをどういうふうになるかを確認して、加速化していければと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。街なみ環境整備事業がもし10年間でできない場合も延長というとは可能なわけですよ。それは浜でもそういうふうに行っているんですけど、私は簡単にいくのかなとちょっと心配なところがあるんですよ。自己負担額を出せるところはいいですよ。それとか、もしあいうふうなお土産屋さんとか、門前の商店街の物販をされているところ、それから、飲食をされているところとか、いろいろあると思うんですけど、後継者とか、そういうふうなものもどうなのかなと。いらっしゃるところは多分、次に投資という形で、こういうふうな屋根であったり、それとか外壁であったり、アーケードであったり、改修をしていくだろうなと思うんですよ。そのあたりが非常に私は心配なところではあるんですね。この補助率が、それこそさっきも言ったように、重伝建のように自己負担が1割ぐらいただったら結構されるのかなという気はするんですよ。しかし、3分の1は自己負担となると、結構な金額になると思うんですね。

ですから、これで最後にしますが、月に1回、担当課が出向いて会議に参加しているということだったら、さまざまな心配事とか、そういうふうなのを取り除いていただかないと、なかなか次のステップには進んでいかないだろうと思うので、そのあたりをお願いしておきたいなと思っております。私はできるならばこの10年間で全てがきれいになればなという気持ちを込めて質問をいたしました。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。（「休憩ば入れてください」と呼ぶ者あり）あと何名されますか。

ここで10分ほど休憩します。11時20分から再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第82号の質疑を続けます。

質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

1番議員の中村日出代です。

1つだけお尋ねします。52ページのナンバー1の事業名が地域振興一般事務となっていますけど、この一般事務というたら、何でも一般事務ということで交付金を出せると思いますけど、この名前はどのようなふうにつけたか教えてください。

○議長（角田一美君）

議案説明資料の52ページでよろしいでしょうか。（「説明資料の52ページのナンバー1、地域振興一般事務という名前について」と呼ぶ者あり）

執行部の答弁を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

地域振興一般事務ということで、どのような理由でというふうなことかと思いますが、大きく大事業というのがありまして、それで、中事業と小事業というのがございまして、この一番小さなくくりの小事業というところで地域振興一般事務という事業名をつけているところでございます。

ですから、いろんな事業等もございまして、そういった全般的なところの事務というふうなことでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、その一般事務ということで何でも交付金でできるということでしょうか。そのくくりが何かあるんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

これは何でもこの事業の中でできるということではなくて、いろんな要件等もございまして、その中の一つとして今回上げているものでございまして、言うなれば、その他のな、先ほど申しあげました全般的なところの表現というふうになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

これには関係ありませんけど、前、七浦の面浮立のときも2,000千円出ていましたですね。あのときも地域振興一般事務やったですけど、その地域振興というときには規定があるわけでしょう。地域振興の中でこういうふうなことを出していいですよというのがあるわけでしょう。今度のことは関係ありませんけど、何でも一般事務という名前をつければお金を出せるというふうに感じますが、そういう規定はあるんですか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

地域振興一般事務という事業の中で、議員がおっしゃられるように、補助金、交付金というような仕組みがございます。当然この交付金、補助金につきましては交付要綱等を作成し、それに合致するものということで、交付なり、補助なりということで決定をしながら実施をしているところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

ということは、事業名というのはどうでも勝手にと言ったらおかしいですけど、できるということですか、名前は。これ事務だったら、何でも事務になるんじゃないですか。ほかのとも何とか一般事務と書いたら交付金が出るわけでしょう。この事業名のところにはそういう規定とかないんですか。

**○議長（角田一美君）**

川原企画財政課参事。

**○企画財政課参事（川原逸生君）**

お答えをいたします。

この分につきましては、いわゆる見出し的などころではございますが、例えば、今、一例を申されましたが、年度内において必要性、もしくは緊急性等が生じた場合については適宜対応するというので、そういったところで、要綱等、規定等を定めながらというところになっております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

中村日出代議員に申し上げます。質疑は会議規則第54条の規定で同一議案につき3回となっておりますので、注意をお願いします。質疑どうぞ。1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

わからなくても3回しかできないということですか。理解できていなくても。私、理解できていないんですよ。

**○議長（角田一美君）**

原則、同じ事項についてはということですから、その中でおさめていただきたいということです。（「理解できなくても。私、今のと全然理解できていないんですけど、それでもやめなきゃいけない。それじゃ、わかりました。じゃ、やめます。終わります」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。4 番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

4番議員の杉原元博でございます。

済みません、もう一点質問項目がございますので、質問いたします。

予算書の45ページ、道路維持費の委託料ですが、危険木の伐採委託料ということで350千円上がっております。

これについては、9月22日に台風17号がありまして、近年になく強い風が吹いて、山間部を中心に大変な被害があったわけなんですけど、この台風17号の影響によるものなのかどうか、最初に答弁をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

これは議員がおっしゃるとおり、台風17号の原因によって高木が折れたということです。内容は、地区が本城地区になりますけれども、樹高が20メートルを超える巨木でございます。これが一部、民家のほうに折れて車が1台廃車になったという状況になっております。折れている一部の枝がまだ上のほうに残っておりますので、その分を除去しないと、下に市道が走っておりますので、落ちた場合、危険ということで、その処理について計上しているものでございます。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

9月22日の台風の後、私も23日朝から市内をずっと回っておりました。先ほど言われました、家の横にとめてあった軽自動車にこの倒木が倒れてきて車が大破したというふうなことも実際そこに行かせていただいて話も伺っておりましたが、今後こういったケースがないとも限りません。やはり事前に対策が必要ではないかなと思うんですが、当然、私有地の場合はその家の方の管理によると思うんですけれども、私有地でない場合に、そういった大きな木があって、樹齢も古くなってきたら腐ってきて非常に危険があると、万が一、民家に倒れてきて、夜中とか寝ているときに倒れたりとかして人身事故とか、そういった影響がないとも限りません。この自然災害はいつ、こういった形で起こるかわかりませんので、今後こういった倒木の危険がある分についてはしっかり対策をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

通常言われるかぶり木とか、こういう大木なんかは、基本的には所有者の持ち物ということで一つの財産ということで、基本的には所有者のほうで管理をしていただいで、倒木とか危険性がある場合は事前に所有者の方で切っていただくということになっております。

今回の場合は所有者の方がいらっしゃらない所有者不明という土地に生えている部分でございます。今回、集落のほうから要望もございまして対応するものですが、今回も道路の通行に危険がない程度に切るということで対処したいということで思っております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

所有者が不明という場合ということでしたけど、その家の持ち主の方にすれば被害者なんですよね。その家の所有ではないわけですので、この辺も含めてもうちょっと行政がしっかり対応をしていかないといけないんじゃないかなと思っております。例えば、県に相談をすとか、あるいは林業関係の方とかとしっかりこれから対応をまたしていただきたいというふうに思っております。

そして、直接この補正予算には関係ないんですが、今回の台風の影響で、市営住宅にお住まいの方のところも私ちょっと回っておりましたが、窓ガラスが割れて困っていたと。市のほうに言われたんですかというふうに聞いたところ、23日は祝日でございました。祝日だから市役所は休みですよと言われたんですよ。いや、そうじゃないですよ。こういった大きな自然災害があった後は、市の職員は不眠不休で回っておられますよ。じゃ、私のほうからそういう状況をお伝えしますねということで、すぐに市のほうから窓ガラスが割れたところの対応をしていただきました。

一般の市民の方で、こういった自然災害が起こった後に、土日祝日だからだめなのかと思っておられる方も中にはいらっしゃるんだなということで、その辺のところの徹底を、こういった自然災害の後はしっかり市の職員は対応しているというふうなことを市報なり、ケーブルテレビなりでもう一度徹底をされたらどうかなということです。

特に市営住宅、市の所有物のところについては、大きな自然災害の後についてはきちんと巡回というか、回っていただいて対応されているかどうかということをもう一度確認のためお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

今回の台風のときは、夜中にこちらのほうに強い風が来ましたので、我々、災害対策本部

にしまして、その際から被害があっているという情報、電話とか御連絡があっておりました。

その翌朝、休日でございましたけれども、職員を全部呼んで、住宅の方面につきましては、すぐ対応できるものにつきましてはすぐ対応して、業者の方しかできない部分についてはある程度応急措置をして、翌日に、平日に業者をお願いするという状況をとっております。

対応した後、ほかの住宅地も被害があっているだろうということで見回りとかも行っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

わかりました。この自然災害は本当にいつ起こるかわからないし、一瞬にして私たちの日常生活を奪っていきます。日ごろからの備えというのが当然重要になってくるかと思ひますし、また、行政の対応も今までの反省とかももしありましたら、その辺も含めて、また、市民の方への周知も含めて、しっかりこれからも対応をよろしく願いして質問を終わります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。

何点か質問したいと思いますが、その前に、今、杉原議員のほうから災害時の職員の対応とかおっしゃいましたが、確かに祝日ということで大変だったと思いますが、市営住宅関係に対しては早くから来ていただいて、即、本当によくしていただきました。祝日で業者もなかなか見つからないというときでしたけどね。そういう面では私は本当によく頑張っていたと思いますが、ただ、対応していらっしゃる職員の人たちがどれくらいだったのかなという、あっちこっち走り回っていらっしゃいましたから、そういう感を受けましたが、本当に今回の災害について私も直面しましたが、そういう面では職員の方の行動に対して感謝をしたいと思います。まず、そのことを私は言いたいと思います。

じゃ、質問したいと思いますが、まず、予算書の33ページ、障害者共同生活援助（グループホーム）給付費増額ということで30,000千円上がっておりますが、これはどこか施設の1カ所なのかどうなのか、もう少しこの辺についての具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

予算書33ページの障害者共同生活援助（グループホーム）給付費の増額30,320千円という

ふうに計上をしております。この増の理由につきましてですが、特段グループホームを1カ所を新設されたとかそういうことではなくて、鹿島市の障害のある方が利用されているグループホームは、市内、市外限らずございます。約26事業所ほどありますけれども、その中で実際入っておられる方々に対する生活等の給付費があります。それが既決予算と比較して実際実績あたりを比べてみますと伸びているということがありますので、今回、補正を30,000千円ほどさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、これは施設全部の障害者の皆さんに利用するということですね。わかりました。

次にお尋ねをしたいと思います。先ほどからも保育所の問題で出ておりましたけど、私まだよく理解できないんですが、今回、歳入で児童福祉費国庫補助負担金164,430千円ですかね、子どものための教育・保育給付費国庫負担金増額というのが上げられておりますが、これは今回、保育料金が無料になったということで、それに対する収入と考えるべきなんですかね。まず、そこからお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

児童福祉費国庫負担金の補正で、これは歳入のほうですけど、164,430千円増額している理由ですけども、これは先ほど答弁申し上げましたけれども、既決予算と今回の補正で入所児童数が伸びております。その歳出に対しての国の負担金の増額分ということで、これが直接無償化の影響を受けた負担金ということではなくて、あくまで当初予算からもともと無償化のほうはある程度反映をさせておりましたので、今回、歳出の補正でお願いしております児童数の増に伴う分の歳入、その中の国庫負担金の分ということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、無償化に関しての国からのお金というのは具体的に特別は上がってこないわけですかね。こういう形で全体的にはほかの必要経費と一緒に増えて入ってくるという形ですかね。その辺ちょっとわからないので教えてください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今回、無償化に伴って、国のほうから新たに交付金等が来ておりますけれども、今回の補正で計上しているものについては、補正予算書のほうで説明をいたしますけど、補正予算書の12ページですね、9款、地方特例交付金、これにつきましては今年度限りの時限措置ということになっております。これが国から来る理由というのは、無償化に伴って、従来、全体の経費から保育料を除いた分について、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうに分担しておりました、ただ、今回、保育料が無償化されたために、全体の経費から控除できる保育料の分が少なくなったということもあって、その分、国と県と市の負担というのはふえております。割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ですけれども、市も当然保育料がなくなった分で、その分、一般財源の持ち出しがふえるということがありまして、市が増額した分、負担がふえた分について、国が今年度限り地方特例交付金ということで、12ページのほうでは21,082千円とありますけれども、これを国のほうから交付されるということでございます。

今回の補正ではその分が国からの負担があるということでもありますけれども、あとほかにも、これは6月補正のときにお願ひした分がありまして、いわゆる事務費というのが無償化に伴って市の負担が出てきますので、それに対する交付も6月補正で4,300千円ほど計上しましたけれども、その分が国から来るということで、事務費相当分については今年度及び来年度まで時限措置ということで国から全額来るということで予定をされているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと私よく理解できないんですが、保育料が無償化したことによって、市としては今までより余分な分を支出せんといかんというような流れのような気がしますがね。国からの無償化については、こちらで無償化する分がそのまま来るんじゃないかと、じゃ、どういう形で来るんですか。大体の見込みなのか、それはわかりませんがね、一人一人が幾らとありますから、極端に言えば、その合計額が国からはまるんじゃないかと、別の形だったら、さっきおっしゃったように、市の不足分が出てきて云々というふうなこと。ということになりますと、無償化は市にとってはどうだったのかという疑問も出ますが、その辺、ちょっと私の理解がおかしいのかわかりませんが、もう少しわかるように説明してください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

無償化を実施する前については、全体の経費から保育料を除いた額について国、県、市で分担をしていたということです。今回、無償化が実施されたことで、この保育料の分がなくなりますので、その分、当然、国、県、市の負担はふえます。そのうち市の負担がふえた分について、今回、地方特例交付金という形で国のほうから補填がされるというような形になっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、ずばり答えてください。保育料が入らんといかん分を国がそのままぽっとやるのかどうか。そうじゃないなら、そうじゃないと。その辺について。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保育料が入らなかった分について市の負担がふえた分、そのまま国のほうはその差額を補填するという——差額というか、減った分の市が負担する分については国のほうから全額補填をされるということでございます。

ですから、保育料を除いた分の4分の1は市がもともと負担をしておりましてけれども、それと比較して、保育料がなくなった分の4分の1というのはふえます。その差額は国が補填をするということでございます。ですから、基本的には市の負担というのはそれほどないというようなことでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろあると思いますが、私は、保育料が無料になった分、保護者から言えばね、その分が国からそのまま来るのかなと。そうじゃない、何かいろいろこそくにしてやるのかどうかわかりませんが、そこをお尋ねしています。

だから、そうだったら、今までとは——別にいろんなのは要りますが、それはそれとしていいわけですが、その辺が、保育料が無料になった皆さんの分、そのまま国がやる、それが普通なら無償化としての理屈が通ると思うんですが、何かいろいろああじゃこうじゃと言われたってわかりませんが、その辺。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

市の負担とかということですので少しこんがらかってしまいますけれども、要するに無償化ということで今までの保育料がなくなった分は、国が消費税の引き上げ分で補填をしますので、この無償化に伴う財源は全て国が基本的には持つということです。ですから、無償化に伴った市の4分の1の負担増の分も当然国が見るというようなことです。ですから、国の負担がふえているということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

松尾議員に申し上げます。質疑は3回となっておりますので、よろしくお願いします。

○14番（松尾征子君）

ということですので、もういろいろ言いませんが、そのことによって、一番は保育所に今までと同様、あるいはよりよい形での運営費が行くことを望むわけですが、その辺についてはまだ私も十分理解できておりませんので、これから一緒に勉強させていただきたいと思いますが、何せ私は保育料が無料になれば、そのまま国が全部ぽっとその分やるものだと理解をしておりましたのでね。いろんなのがあることをもう少し勉強させてください。

じゃ、次に行きます。

予算書の58ページ、ここに超過勤務手当16,866千円上がっておりますが、今回、災害などもありまして超過勤務もあったと思いますが、この超過勤務というのは職員全体的なものだと思いますが、どこかの課にしわ寄せが来てこれくらいとか、1人の超過勤務時間がこれくらいと、極端に多いというような分がありますか。多い人で大体どれくらいの超過勤務が出ているのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回、特に夏場、7月、8月あたりの大きな災害が全国的にだったんですけど、出ました。鹿島も被害の程度は少なかったんですけども、先ほどから議論になっていきますとおり、特に事業課あたりを中心に、特に農林水産課、都市建設課あたりになりますけれども、昼夜問わず時間外の作業が出ています。50時間ぐらいとか、担当によっては個人当たり50時間以上出ているケースもございます。これは災害ということで特殊な業務でございますので、こちら辺は落ちつけば平常の業務形態に戻るとということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かに災害のときはそういうことになるとは思います、お尋ねしますが、全体的な市の業務の中でどこの課が一番超過勤務手当の多い仕事をやっているのか、その辺について。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

どこの課が一番超過勤務が多いかというお尋ねですけれども、これは年間を通して部署ごとに超過勤務が多い時期とそうでない時期とがございます。それで、今11月あたりを見れば、環境下水道課の超過勤務が多いということがございます。これは次年度から始まります法適用に伴う準備のために多いのかなというふうに分けております。

ですので、どこが通年を通して多いということではございませんが、一般的に今多いと言われるのが環境下水道課あたりではないかと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

一番心配するのは職員の人たちの健康の問題ですよね。私は一貫してこの問題を取り上げておりますが、やっぱりその辺を考えてやらんといかんとは思います、特に今、さっきも出ておりましたが、職員が少なくなっている中で大変なしわ寄せも行くと思います。そういう面では十分に管理者側が対応していくという、それで、仕事によっては人数をふやしたからやれるというような仕事ばかりじゃないと思いますが、その辺の対応はぜひ十分にいただきながら、職員の人たちの健康管理。健康じゃないと、市民のためにしっかりやることはできませんからね。体の調子が悪くて、しかめっ面で市民に対応しよったら仕事できませんからね。そういう面ではぜひ対応してもらいたいと思います。いろいろ病気の方もいらっしゃるわけですからね。その辺をお願いしたいと思います。

最後にします。これは特別あれじゃありませんが、先ほど危険な木の伐採の問題で出ましたが、市営のそういう道とかじゃなくて、市有地の中にいろんな植木なんかがありますが、そういうところの管理が非常に悪いです。それで、あるところなんかは景観が悪いから切ってくださいという要求も出しておりますが、なかなかそれができないで、私も周辺から苦情を受けておりますが、そういうところの対応をできるところは早急にして、周りの人が安心できるような形を行政としてやっていただきたい。忙しいのはわかりますよ、皆さんの動きを見ていますとね。しかし、そういう要求が出た場合に即座にやるかやらないかによって、

市の信頼というのも損なわれてくるわけですので、その辺については、答弁は要りませんが、ぜひ即座の対応ができるような体制をとっていただきたいということをお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第82号 令和元年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第82号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

## 日程第2 議案第83号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第83号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

議案第83号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は33ページとなっております。

今回の補正は、主に消費税及び地方消費税の還付など額の確定に伴いました汚水管渠工事などの組み替えによるものでございます。

詳細につきましては補正予算書で説明いたしますので、お手元に御準備ください。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ13,613千円を増額し、補正後の額を1,498,984千円といたすものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正。

債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

生ごみディスプレイ実証実験業務委託料として8,400千円を補正するものでございます。

5ページをお開きください。次の6ページまでは事項別明細書であります。説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

4款1項1目。一般会計繰入金は、今回の補正に伴う充当先の組み替えを行っております。

詳細につきましては説明欄のとおりでございます。

8ページをお開きください。

6款2項1目。雑入は、消費税及び地方消費税還付金13,613千円を増額いたしております。

次に、9ページの7款1項1目。公共下水道事業債は、一般分と単独分を組み替えいたしております。

10ページをお開きください。

これより歳出予算となります。

1款1項1目。総務管理費は、人件費が増額いたしておりますが、消費税及び地方消費税の還付により公債費の減によりまして3,404千円の減額となります。

同じく2目。維持管理費は、事業費の組み替えのほか人件費の増により798千円の増額となります。

同じく3目。浄化センター費は、人件費、浄化センター修繕料、運転管理委託料及び生ごみディスプレイ実証実験費用として9,324千円を増額いたしております。

次に、11ページの1款2項1目。建設事業費は、人件費の増額と事業費の組み替えにより6,895千円を増額するものでございます。

12ページをお開きください。これより17ページまでは給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

18ページをごらんください。

債務負担行為に関する調書であります。生ごみディスプレイ実証実験業務委託料として8,400千円を計上いたしておるものでございます。

以上、令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第83号 令和元年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第83号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第84号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3 議案第84号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

それでは、議案第84号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は34ページでございます。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の主な補正の内容は、保険給付費の補正と人事異動に伴う職員の人件費の補正などとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ43,983千円を追加し、補正後の予算の総

額を3,849,817千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別明細でございます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目の保険給付費等交付金は60,203千円を増額いたしております。この交付金につきましては、保険給付に必要な費用に対し県から交付を受けるもので、療養給付費の執行見込みに伴う増額でございます。

7ページをお開きください。

5款2項1目の一般会計繰入金は16,220千円を減額しております。これは人事異動に伴う職員の人件費補正による一般会計繰入金の事務費分の減額でございます。

8ページをごらんください。

ここからは歳出でございます。

1款1項1目、一般管理費は、給料と職員手当等、共済費の減額で16,220千円を減額しております。

9ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、療養給付費の執行見込みにより37,306千円を増額しております。

10ページをごらんください。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費は、高額療養費の執行見込みにより22,897千円を増額いたしております。

11ページから16ページまでは今回の補正等の給付費明細書となっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

討論を終わります。

採決します。議案第84号 令和元年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第84号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第85号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議案第85号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

それでは、議案第85号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

議案書は35ページでございます。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をよろしくお願いいたします。

今回の補正は、職員の人件費の補正となっております。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ189千円を追加し、補正後の予算の総額を426,796千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、補正予算の事項別の明細となっております。

6ページをごらんください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金ですが、歳出の人件費と同額の189千円を増額いたしております。

7ページをお開きください。

歳出です。

1款1項1目の一般管理費ですが、職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費を増額し、合わせて189千円を増額いたすものでございます。

8ページから10ページまでは、今回の補正等の給与費明細書となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第85号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第85号 令和元年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第85号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第86号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第86号 令和元年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第86号 令和元年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は36ページをお願いします。

内容は別冊の補正予算書により御説明をいたします。

補正予算書の1ページのほうをまずお願いいたします。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上していたものを本年4月の人事異動に伴い実際の人員を充て、各会計の人件費を積み上げたことなどに伴うもののほか、超過勤務手当の実績及び今後の見込みなどによるものでございます。

予算の総額から歳入歳出それぞれ10,689千円を減じ、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,970,867千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

6ページのほうをお願いします。

歳入補正の内訳になりますが、一般会計3,452千円の減額、公共下水道事業特別会計8,794千円の増額、国民健康保険特別会計16,220千円の減額、後期高齢者医療特別会計189千円の

増額でございます。

次に、7ページのほうをお願いいたします。

補正の歳出の内訳でございますが、報酬1,384千円の増額、給料27,774千円の減額、職員手当等17,599千円の増額、共済費1,898千円の減額となっております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第86号 令和元年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第86号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第87号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第87号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

それでは、議案第87号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について説明をいたします。

議案書と議案説明資料で説明をいたしますので、お手元に準備をお願いいたします。

まず、議案書の37ページをお開きください。

鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市休日子どもクリニックでございます。指定管理者となる団体の住所及び名称は、鹿島市大字高津原813番地、一般社

団法人鹿島藤津地区医師会で、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

提案理由としては、鹿島市休日こどもクリニックの管理を引き続き指定管理者に行わせたいので、この案を提案するものでございます。

次に、議案説明資料で説明をいたします。

議案説明資料の56ページをお開きください。

こちらに今回の指定に係る内容を挙げております。

1に公の施設の概要、2に管理の主な業務の範囲、3に指定の方法を単独指定といたしております。4に指定管理者となる団体を一般社団法人鹿島藤津地区医師会といたしております。その理由といたしましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定によりまして、同施行規則第3条第2号から第5号までに該当するため単独指定とするものでございます。

ここで議案説明資料58ページをお開きください。

条例及び施行規則の抜粋を載せております。

規則第3条の公募によらない合理的な理由といたしましては、第3条第2号は、特に専門的または高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき。

また、第3号は、団体が当該公の施設の土地または施設の全部または一部を所有し、その団体に当該公の施設の管理を運営させる必要があると認めるときとありますが、現在、休日こどもクリニックの敷地は一般社団法人鹿島藤津地区医師会が所有しております。

第4号につきましては、当該公の施設の設置目的を実現し、または市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるときとあります。

第5号は、当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときと規定されております。

以上の規定に該当するため、単独指定といたすものであります。

それでは、資料56ページを再度お開きください。

5に指定の期間を載せております。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の指定期間とすることで、安定した運営を行うことができ、利用者にとっても安心な診療体制になるものと考えております。

6に過去の指定管理の状況を載せております。

次に、57ページをごらんください。

7には診療体制、診療状況及び収支状況を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。

今説明をいただきました休日子どもクリニックの指定管理者については、私は異存はないなど、地元の鹿島藤津地区の医師会が引き受けてくれる、ありがたいことだと私も思っております。

ここに利用状況を書いてありますけど、日曜日であったり、祝日であったり、そういうのを入れると年間に約70日ぐらい開設をされていて、1日当たり25人以上利用されていると。これはやっぱりないと困るなという気がいたします。

それで、この医療体制の中に医師1人、看護師3人と書いてありますが、市の委託料というものが定額で平成26年から平成30年まで6,515千円というふうになっているわけですけど、この委託料の根拠というものはどういうふうになっているのか、教えていただけますか。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

委託料の根拠でございますが、医師会とは運営につきまして指定をする前に協議をしております。例年5カ年の事業計画というものを出示していただいておりますので、その計画の中で受診料も含めた形での運営のあり方というものを検討しているところであります。特にその診療体制のあり方につきましては、休日子どもクリニックの運営委員会というものがございますので、そういったところで、市からも副委員長として副市長が委員として出ておりますし、また、保険健康課長も入っております。そういった中で、今後のいろいろな診療に係る人件費がかなりかかっておりますけれども、そういったところの見込みを出していただいて、医師会とも合意した上で、このような委託料の金額になっているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

委託料の根拠というものはわかりました。私もこの委託料というものが、言い方は悪いんですけど、妥当なのか、それとも不足。医師会のほうにこのくらいの金額しか出せないということで委託をしているのか、そこのあたりが気になったものですから質問をしたわけですけど、5年間の指定管理となるわけですから大体定額でこういうふうを持っていくのかなという気はしていますけど、子供の数もちろん毎年毎年少子化の影響で少なくはなってきたい

るのかもわかりません。しかし、平成26年から平成30年までの5年間は開設をしていただく、1日当たり25人以上が受診をされているということを考えると、ここのあたりはどんなのかなという気がします。

それともう一つが、私は前も議案審議のところでも言ったと思いますが、夜間の診察なんです。これが鹿島のほうじゃなくて、結局、嬉野とか武雄、そっちのほうに行かなければならなかったと思います。小さいお子さん、3歳未満児とかを持っていらっしゃる親御さんから私はお聞きした中では、まず、この夜間医療を何とかしてくれんやろうかと。もちろん、これは突発的なもので、もともとわかっていて熱が出るわけじゃないですよ。そういうふうなときに、1人の方は、言い方は悪いけど、高熱が出て、たらい回しのようにされたと。そういうふうなところを何とか鹿島市の中でも受けていただくところをつくっていただけないかという要望は出ているわけですね。先ほどの課長の説明で、運営委員会の中に副市長が出席されているということでしたけど、そのあたり副市長にお聞きをいたします。

夜間医療について、こちらのほうからの要望等とか出されたり、要望というか、お伺いというか、医師会に対してそのあたりのお話はされているんでしょうか。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

子供の夜間の診療体制につきましては、これは南部地区、杵藤、鹿島ですね、この南部医療圏の中でどのようにやっていくのかということで、それについては各市町、それから、医師会と話をしながら体制をずっととってきているというところでございます。

今、鹿島地区では、これは従前からずっとそうでございますが、週に2回、2日間は5時以降の子供たちの診療についても医師会と相談をしながら、そのうちの1日につきましては、こちらのほうのこどもクリニックの施設を使いながら、これはまた佐賀医大の小児科の御協力を得ながら医師を派遣していただくというようなことでずっとやってはおります。

そういう中で、どうしてもやっぱりお話をしますと、やりたいけれども小児科医の数が少ない、医師をどうにかという中で、なかなか小児科の医師の確保が難しいというのはずっと協議会の中でもいろいろお話はやっていますけど、そういうお話がっております。

ただ、できるだけ鹿島市としては、夜間の分についてはやっぱり突発的なものでございますから、多い日、少ない日がございます。そういう中でも何とか週に2回だけは鹿島としても開いていただいて、これをまず維持していくというふうなことで、南部地区、これは武雄、鹿島、嬉野、それから各町と話をしながら、それから、全体の医師会との話をしながら、そういう維持をしているという状況でございます。

なかなか御希望ですね、やっぱり安全・安心なまちづくりについては医療の体制の確保というのは私たちも課題だと思っておりますけれども、どうしても医師の確保の問題とか、そ

ういったものについてまだまだ課題はあるのかなと。ちょっと今私が考えているところではそのあたりが課題かなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、副市長の答弁をいただきましたけど、聞いていて、私自身は納得できる場所はありません。おっしゃるとおりに、やっぱり小児科のお医者さんは少ないですもんね。ただ、鹿島は民間の医療、病院がしっかりとされていて、どこの病院もだんだんと、大きいのが3つぐらいあるとしたらそういうふうになってきて、その中でやはり小児科をふやしていただけないのかなと。

今、鹿島市も子どもの医療費の助成については、それこそ定額500円で診察が受けられると。これは非常に親御さんたちも喜んでますよ。あと、小さいお子さんを持っている方は、やっぱりこの夜間医療が一番。あともう一つしてもらったら、ここなんです。ですから、これからも、副市長が運営委員会に出席をされているということであれば、議会でもこういうふうな話がよく出てくると。もちろん、それに加えて委託料は増額になるのかもわかりません。しかし、これはぜひとも早い段階で実現をしていただければ、私は子育て世代の人たちが、もしかしたらほかの地区からこちらのほうに入ってくる方も多くなるんじゃないかなと。定住促進の観点からも私はそういうふうに思いますので、ひとつそのところを今後ともお願いしたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

9番勝屋でございます。

御質問申し上げます。

平成26年度から30年度までの診療状況がございまして、開設日が大体70日前後、1日当たりが26人から28人ぐらいで、9時から5時までの診療時間ですので、8時間として時間当たり3人ずつぐらいですか、3人強。休み時間なしで3人強というところなんですよね。

それで、医師が1人、看護師3人で、この人数で妥当なのかどうか、そのあたりは医師会とお話されたとは思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えをいたします。

医療体制がこれで十分なのかという質問だったと思いますけれども、先ほど副市長のほうも答弁があったように、運営委員会のほうで十分協議をしております。

休日こどもクリニックにつきましては、佐賀医大のほうから医師を派遣いただいております。あと看護師3名という形で、もしなかなか厳しいということであれば、仮に集中した場合には急患とか、救急車の利用、それから、嬉野医療センターへの搬送とか、そういったものも含めて対応しておりますけれども、基本的にはこの体制で十分対応できるものかということで聞いておりますので、今のところはこの体制でいこうと思っております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

先ほど伊東議員も言っていましたけど、どうしても子供は夜にちょっと調子悪くなるパターンが多いかなと思うんですよね。午前中とかに、開院時に集中するのかなと、やっぱり朝のうちに集中するのかなというような考えがちょっと思い浮かぶわけですよ。そういった中で、お医者さんが休みなく働いて時間に3人から4人というところなので、それにプラス集中するということを考えたら、患者のほうがちよっと待たないかんのかというのを思ったので、こういう質問をするんですけど、そのあたりは考慮されているのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

先ほど十分かということで申しましたけれども、欲を言えば、本当にもっともっと医療体制というものを整えて、豊富な人材を集めてしたほうがいいんでしょうけれども、今のところは佐賀医大から派遣もいただいておりますし、そういったところで人材確保はなかなか厳しい状況でありますので、その体制につきましては、やはり今後の課題かなというふうに考えております。

いずれにしても、運営する医師会のほうとその辺は十分協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第87号 鹿島市休日こどもクリニックの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第87号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明7日から9日までの3日間は休会とし、10日午前10時から総務建設環境委員会を開催します。

次の会議は12日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時41分 散会